

第4回宮城県震災遺構有識者会議（発言要旨）

日 時：平成26年7月31日（木）
午後1時30分から午後3時30分
場 所：パレス宮城野けやきの間

- 1 開会
- 2 あいさつ（平川座長）
- 3 議 事

●平川座長

それでは、事務局から議題（1）「震災遺構保存の意義について」説明をいただきたい。

（事務局より「震災遺構保存の意義」について説明）

●平川座長

これまでの議論を踏まえて、資料1-1で震災遺構の意義について大きく3つに取りまとめている。今後個別の案件を議論する中で様々な意見が出てきて定義づけ意味づけについて追加修正をすることと思うが、大きな3つのカテゴリについては崩さずに考えていくことにご理解いただきたい。

また資料1-2評価シートについてだが、今回の議論では主に【重要度の評価】について議論を行うこととし、4つの項目についてこの順番通りではなくても構わないので自由にご意見いただきたい。出された意見については事務局でとりまとめを行い、次回の会議で提示する。従って総合評価については個別案件の議論の後にすぐに結論づけるのではなく、ひととおり遺構候補について議論をした後にそれぞれそれぞれ行うこととしたい。

資料1-1、1-2についてご意見があれば伺いたい。

●木村氏

資料の1-2の総合評価についてだが3の書き方について「上記1、2以外のもの」というような書き方をしたとき震災遺構としては認められないものだととられる可能性がある。注記や補足をを行った方が良い。

●平川座長

各市町から候補として挙げられているものについては、各市町の「遺構として保存したい」という想いを込めてきているだろうと思われる。その経緯を踏まえると当会議として「意義がない」というような結論には、どの案件に対してもならないだろう。ただどういう形で評価をするかについて、評価は多様な観点はあるので、もし3に分類されるものがあればその時にまた表現方法について考えさせていただく。これでよいだろうか。

●木村氏

はい。

●長坂氏

確認だが、評価の項目で「教訓」とあるが、多くの場合教訓というとネガティブな事実のものが示されるが、逆に極限の状況の中でも一定程度何らかの対応がなされたというようなポジティブな側面からも評価できると良いと考えている。2点目は「発信力」のところだが、他の項目の評価が高いとそれに伴い「発信力」も高まるという部分のほかに、震災後からの様々な地域の取組や外からの評価により、事実として「発信力」を持つことになった部分もある。この辺についても皆様と議論を行いたい。3点目は「鎮魂」についてだが、そこで実際に人が亡くなられたという場合のほかに、地域における象徴的な場として手を合わせるような場所になっている場合がある。そのような場合も「鎮魂」として評価をしていければと考えている。

●平川座長

資料1-2のカテゴリーについてどのような評価の可能性があるかというような意見だったと思う。確かに「教訓」で言えば「この施設があったが故に助かった」というような評価もあると考えられるので、これから個別案件について議論を行う上で様々な要素を込めてご意見いただければと思う。

他に意見がなければ評価シートについてはこれで行うということによろしいか。

無いようなので議題(2)「対象施設の個別検討について」に入りたいと思う。前回、「旧女川交番」について議論を行ったところだが、今回はその続きと東松島市の4施設「野蒜駅プラットフォーム」、「かんぼの宿松島及びその付帯施設」、「野蒜小学校」、「浜市小学校」についての検討を行っていきたい。

では、事務局より施設についての説明を御願いたい。

(事務局より資料2「震災遺構の現状」及び資料3-1「旧女川交番」の個票について説明)

●平川座長

「旧女川交番」については個票は前回から内容を追加させていただいており、評価シートにも前回出された意見について記載させていただいているところである。今回はさらに追加があればご意見をいただきたい。

●木村氏

前回も話したが、女川町には鉄筋コンクリート造で倒壊した建物が他にも何棟かあったと思う。遺構として保存するにあたってそのほかの被災状況についてもセットで情報発信をしてほしい。また保存する際には、被災前の状況も分かるような形の工夫もパネルとして展示するなどして欲しい。

●平川座長

交番以外の建物については既に撤去されているものもあるが、総合的に情報発信していけば見やすくなると思う。

「旧女川交番」については「鎮魂」の欄には記載が無い状況ではあるが、交番自体では犠牲者はいない一方で周辺では多くの方が亡くなられており、遺構としての保存が行われる際には周辺地域の被災前後や犠牲者についての情報も発信されていけば、これから手を合わせるような場所になっていく可能性はある。「鎮魂」としての可能性がないとは言えない。これについては町の方にも言っていければと考えられる。

●長坂氏

周辺では避難についての判断で問題になったケースがあったりすることから、交番だけでなくこの周辺地域としての「教訓」や「鎮魂」を評価するのが適当と考える。

また前回の会議の中で建築基準法か何かの基準が見直されたというような話があったが、それが事実であればもう少し踏み込んだ記載があった方がよいと思う。

●平川座長

今の建築基準法について松本委員はいかがでしょうか。

●松本氏

建築基準法ではなく、津波避難ビルの構造について建築学会の中で基準が出されたということである。(※「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく基準に第5回会議で訂正)

「旧女川交番」が地域の象徴的な遺構となれば、女川町で犠牲になられた人々についての「鎮魂」の場所になっていくだろう。またメモリアル公園とともに整備がされることとなれば地域の人だけでなく、外から来ていただく人にとってもそのようになると考えられる。

女川町では鉄筋コンクリート造、鉄骨造等で倒壊した建物は他にもあるが、そのほとんどが撤去されている。そのような意味で希少性があり、遺構としての価値が高いと考えている。

●木村氏

資料の中では「保存に対する反対意見なし」という記載があるが、実際には見たくないというような人もおられると思うので、そういったところに配慮されると良い。また町の方での議論にはなるが町立病院の方からの眺めについての整理もしてほしい。

●平川座長

遺構として保存する際には、町の方にいろいろと配慮いただきたいという意見だったが他に意見のある方はおられるか。

では「旧女川交番」については本日はここまでとさせていただきます、つづきまして「野蒜駅プラットホーム」について事務局に説明をいただきたい。

(事務局から「野蒜駅プラットホーム」について説明)

●平川座長

個票の写真にある電柱も遺構の対象であるのか。

●事務局

電柱については既に撤去されている。裏側の写真が現在の状況のものになる。

●平川座長

実際の現場を皆さんご覧いただいていると思うが、どうだろうか。

●太田氏

その場所に立ったときに、当時何が起きたかを想像させる力があると思う。「教訓」や「発信力」につながると思うが、駅という場所ということもあり人の心の中に絵を描かせる力があると感じる。

●平川座長

この場に立つことによって様々な想いや被害の大きさ等を想像することができる。この「野蒜駅プラットホーム」というのはただ漠然とみていると、どこがという雰囲気がないわけではないが、よく見ると様々なところに被災の痕跡が残っている。これが遺構として残されることとなればそれが十分分かるようパネル等で示していただくことが大事だろう。

他の意見はどうか。

●松本氏

確かに一見すると何の変哲も無い状態にも見えるが、よく見ると線路が湾曲しているなどと津波の痕跡がそれほどインパクトはないが感じられる。もう撤去されているが線路のもっと先の部分が飴のように曲がっていたり、近くの東名駅ではくの字型に曲がった電車やその乗客が近くの小学校に避難したこと等がよく報道されていたりと、鉄道施設ならではの逸話が多く残っている。駅の遺構も他にはないことから希少性があると言え、遺構としての価値はある。

●木村氏

個票を見ると既に震災遺構として活用されているように読めるが、もう施設は市の方に移っているのか。

●事務局

まだである。JRから譲り受ける方向で話が進んでいるとのことである。

●木村氏

松本委員の発言と関連してだが、一覧の中でJR関係の遺構はこれだけであり、そのような意味で希少性はある。また東日本大震災ではJRもかなり被害を受けているが、JRとして震災の伝承施設や祈念施設等を考えているのだろうか。この会議とは別に向こうの動きもキャッチしておく必

要があるように感じた。

●平川座長

JRの考えについては事務局に確認をお願いしたい。先ほど松本委員から近くで電車の被害もあり、それは既に撤去されているとのことだが、このプラットホームには既に展示施設ができているのか。

●事務局

展示施設というほどのものではないが、旧駅舎内でパネル展示を行っている。町としてより本格的にというような考えもあると思われる。

●平川座長

その展示の中で、周辺の被害状況も入るとより「発信力」が高まると考えられる。他に意見はあるか。

●長坂氏

質問だが、JRはもう鉄道の復旧は行わないのか。

●事務局

この上に高台移転を行い新しい町が造られるのだが、そこに線路も移設することとなっている。その土地区画整理事業の中で鉄道を整備したい土地と、この敷地を交換できればという形で話が進んでいるとのことである。

●長坂氏

プラットホームだけでなく周囲の線路等も一体的に遺構として保存できるということで良いか。

●事務局

そうすることで市の物として一体的に整備することを考えているとのことである。

●平川座長

どれくらいの距離まで残せるか。

●事務局

そこまでは確認していない。

●長坂氏

プラットホームだけでは少し弱い印象を受けるので、もう整備してしまったということだが駅舎や線路を一体的に考えるべきだと思う。

●平川座長

おそらく駅舎を既に整備してしまったので、プラットホームということを出してきているのだろう。ただご指摘のあったとおり線路の部分も含んだゾーンとしての見方もあると思われる。駅舎についてはゾーンとして見たときに展示施設としての利用など、そのような位置づけで評価シートにもまとめていただくと我々としても良いのではないか。

他の意見はどうか。

●松本氏

すぐ東側には東名運河があり、それが津波の威力を弱めたという記録がある。海側にあったコミュニティセンターには8m程度の津波が押し寄せたが、野蒜駅には約5mと海に近いにもかかわらず運河のおかげで3m近く低くなったと言われている。宮城県でも「貞山運河再生・復興ビジョン」で運河群を復興の象徴にするということで策定しているので、連携をとりながら広く発信して

いければ遺構としての「発信力」も高まる。

●平川座長

それでは「野蒜駅プラットフォーム」についてはここまでとさせていただく。いただいた意見については取りまとめさせていただいて、次回にお示しする。

では次に「かんぼの宿及びその付帯施設」について事務局より説明願いたい。

(事務局より「かんぼの宿及びその付帯施設」について説明)

●平川座長

今回からはスポーツ施設にも踏み込んだ形になっている。ご意見はどうか。

●牛尾氏

東松島市は具体的にはどのような形で住民意識の把握をしているのか。例えば石巻市では住民アンケートを行っている。

●事務局

市役所に確認したところ東日本大震災からの復興にあたり地区ごとの住民懇談会を行っており、その中で要望されているとのことである。野蒜小学校、浜市小学校についても同様であり住民アンケートを行ったわけではないが、地区住民との膝をつき合わせての話し合いの中で要望されたとのことであり、市としては住民意向を把握しているとのことである

●牛尾氏

「かんぼの宿」については個票の中で、「宿泊施設兼震災メモリアル施設、避難ビルとして活用を検討」という記載があるが、個人的には宿泊施設という部分に違和感がある。震災遺構をある意味観光に利用することが理解できない。価値観の違いということもあるが、そこに人が泊まり、飲食し、何らかの娯楽施設も併設されることが予想される。それが震災遺構になるか。市自体の施設利用の考え方、震災遺構の利用として妥当であるのかという点に非常に違和感を覚える。

●事務局

市から伺っているのは、奥松島の観光拠点として復活させたいとのこと、ただ大きな被災をしたということも何らかの形で伝えていかなければならないとのことである。ついでには津波被災をして残った施設として遺構として位置づけできないかと。ただ牛尾委員からのご指摘もごもっともなところで、事務局でも確認をしたが、市では津波の痕跡として大きな被害を受けた隣接のスポーツ施設を残せないか考えており、復興交付金で調査費を認められたのでコンサルも入れてどのような残し方があるか検討している。

市としてはこの被災したスポーツ施設と一体的に見ることによって遺構とすることはできないかと考えているとのことである。

●平川座長

ここもゾーンとして一体として考えればということだが、宿泊施設というような活用方法が示されており、おそらく全面改修がされる中でどれだけ遺構としての姿が残るのか、あるのは展示された姿だけという恐れが多岐にある。また被災したスポーツ施設が隣接しているがこれを一体的に評価をしてくれということになれば非常に難しい議論になる。

こちらの会議としては遺構として価値があるかを議論する場であるので、後ろの職員宿舎もどう活用するかお伺いしたいが、その辺を切り分けて議論を進めなければ整理がつかないのではないかと。ただスポーツ施設を震災遺構として価値があるとした場合に、市が周辺を遺構ゾーンとして一体的な利活用をするということは当然あり得るようには思う。

このあたりの考え方も含めてどうか。

●鈴木氏

「かんぽの宿」の本館については被災の現場は1階だけで、ベニヤ板が張っている部分でようやく被災の痕跡が分かる状況で、「破壊力」は全く感じられない、「教訓」も感じられない、「発信力」もないとなると震災遺構としてはふさわしくない。一方でスポーツランドは津波の破壊力のすさまじさを感じる。平川座長の言うとおりの分離の方が良いのではないかと、一括して考えてしまうと市の再利用方針を妨げはしないか。その辺について市の考えを見定めながら、できるのであれば分離して考えスポーツランドを遺構として評価した方が良い。

●平川座長

職員宿舎についてはどうか。状態については事務局は分かるか。

●事務局

個票裏面の図だと左上にある四角形の建物になる。外見上は大きく被災しているようには見えない状況である。

●平川座長

であれば、今日のところはスポーツ施設について遺構として評価できるかという点で議論を行いたい。スポーツ施設について意見はないか。

●松本氏

本館については、建築的に見ると海に向かって曲面になっているということが津波の威力を受け流すようになっている。どの部屋からも眺望を確保するためにこのような形にしたのだと思うが、実はこれが被災程度が小さいことにつながっている。またその受け流した力が隣接する施設にぶつかったということで、2つの施設の関連があってスポーツ施設の大きな被害につながっていると考えられる。このように建物の建て方という点では、「教訓」があると言え、スポーツ施設は被災状況も非常に大きなインパクトがあり、遺構としての価値はある。また本館も関連性があったことを考えていく必要があると考える。

●平川座長

今の松本委員のご指摘は新しい論点であった。今回はスポーツ施設について議論を行おうと思うが、今のように本館とのセットでというような見方があればそれはそれでゾーンとして保存していく際の見せ方の参考になる。

●長坂氏

防災面の教訓という意味では、津波避難は原則海や河川から垂直方向に離れ、かつ、高い土地や建物に避難することになるが、住民も含めて利用者も4階に避難して助かったというのは、ある意味ポジティブな「教訓」として評価ができる。1階部分が被災しているということだが、全館リニューアルして宿泊施設として商業的に活用するとしても、私は不謹慎とは思わない。ポジティブな「教訓」を残せるのであれば被災の様相を残さなくても良い。あとは隣接する被害を受けたスポーツ施設とのゾーンとしての震災遺構としての位置づけができれば良いと思う。

●平川座長

本館の位置づけをどのようにするかという目線で様々な意見が出てきている。先ほどスポーツ施設と本館を切り離してというような話もしたが、セットとして見たときにどうか、あるいは単体としてみたときにどうかというそれぞれの意見をいただいて、総合評価をどのようにするか持っていきたいと思う。そのような意味で自由にご意見いただければと思うが、どうか。

●鈴木氏

確認したいのだが、本館を震災遺構として指定をした場合に、その後改修等は可能なのか。

●事務局

震災遺構を文化財や天然記念物として保存するという議論も過去にあったのだが、答えとしてはそのようにはなっていない。国からは申請主義による災害による遺構の指定制度を今後検討したいというような話は聞いてはいるが、現状として震災遺構としての指定制度があるわけではなく、今回の議論も指定する・しないではなく、その施設の持つ意義を客観的に評価していただき、市町にお返しし今後の保存方法等に生かしていただければと考えている。

●鈴木氏

私が心配しているのは宿泊施設として営業していけば、その先改装を行うときもあると思うが、それにより被災の様相がなくなってしまうのではないかということである。

●平川座長

やはり宿泊施設であるので、最初のうちは痕跡を残していても、改装をしていくうちに何もなくなってしまう。実は最初は震災遺構として評価されていたものだったというようなことにもなりかねない。そのような可能性も含めて我々は評価する必要がある。特にこれについては宿泊施設として再利用することを明確に示されている。それは十分に考慮する必要がある。ただスポーツ施設とセットで見たときに新しい意味づけが出来る場合がある。それはゾーンとして、あるいは関連施設として、仮にスポーツ施設が遺構としての評価が高いということがあれば、その関連施設として本館を位置づけていく、それは市側がどのように考えるかによる。その辺がちょうど良いところと思わないでもないが。

●長坂氏

私はあまり狭く考えない方が良いと思う。ここで避難ビルとして助かっているというポジティブな「教訓」もあり、隣接している敷地には「破壊力の痕跡」を残す施設もある。交付金をどこにどのように入れるか、維持管理をどうするかが整理できれば、例えば原則交付金を改修に入れずとして、施設の指定管理やアウトソーシング等民間へ委託する際に、一部を市の管理としそこに展示スペース等を設け、可能であれば交付金を利用すると、その他の部分については営業行為として維持していただくということで、施設のリニューアルというのもその営業に係る部分でやっていただくというような、交付金との関係が整理されるのであれば震災遺構としての位置づけもあって良いのではないかと思う。

●牛尾氏

東松島市については4箇所候補を出されている。私は非常に解釈の広い震災遺構として出されているように感じる。遺構として考える部分と遺構をどう活用しようかという部分とのある意味での損得計算を感じる。非常に言葉がきついかもしれないが経済的な観点から出てきている遺構の活用方法については違和感を感じざるを得ない。東松島市は本当に4施設を遺構として価値があるとして出してきたのか。住民懇談会の中で出された意見というが、それが住民の総意だとは決して言えないのではないか。東松島市は住民の意向をもっとよく把握した方が良い。またなぜこの4施設を震災遺構として保存したいかの理由付けも明確にさせていただいたほうが良いとも思う。

●平川座長

先ほど長坂委員から交付金の使い方について合理的な理由があれば良いのではないかというような意見も出されたが、そのような使い方が本館で利用できるか、実際には相当難しい。我々の会議は候補の施設について遺構としての価値があるかどうかということにしたい。これを大前提にしないと評価基準が広がってしまい、候補にない施設だってあるだろうということになりかねない。ここまでの意見でははっきりと遺構としての価値が認められるのはスポーツ施設の方であり、本館については総合評価の中でどのように位置づけるかを、一度ワンクッション置いた上でご検討いただければと思う。

もう少しご意見のある方はおられるか。

●木村氏

民間の宿泊施設というのはこれだけであり、希少といえれば希少と言える。松本委員の話にもつながるがスポーツランドは鉄骨造で、本館が鉄筋コンクリートであり、構造によって被災程度が異なるという見方もある。ただスポーツランドを残す上で本館が必ずしもセットかという説明があればそれでも良いと思う。

また確認したいのだが、ここは災害危険区域だが宿泊施設としての活用はできるのか、市の方にも確認してほしい。

●事務局

建築担当課にも確認をしたが住宅については建設は出来ないが、宿泊施設については規制の対象外とのことであった。

●平川座長

それでは残りの時間もあるので次に進めていきたい。今回「かんぼの宿及びその付帯施設」については多くの意見が出たのでそれをもとにまとめていきたい。

続いて「野蒜小学校」について事務局に説明願いたい。

(事務局より「野蒜小学校」について説明)

●平川座長

この小学校については後から追加された候補である。犠牲者の出たという体育館は対象に含まれてはいないのか。

●事務局

体育館は既に解体されている。

●平川座長

了解した。では「野蒜小学校」についてご意見のある方はおられるか。

●鈴木氏

市の考えを確認したいのだが、「津波で破壊された教室や当時のままの黒板、止まった時計などをそのまま残す方向で検討する」とある一方で「住民の避難場所にもなる」という記述があるが、被災した乱雑なままの施設を避難場所とすることは可能であるのか。

●事務局

校舎の2階以上については被災がなかったことから、ここでいう避難場所としての活用は2階以上の部分でということになる。1階はそのまま留めてということである。

●平川座長

実際には2階以上はもう既に様々な活用がされているところである。

●鈴木氏

我々行政を預かるものとしての懸念は、1階部分を立ち入り禁止にして、2階以上を避難場所としてというのは管理上非常に難しい問題が出てくるのではということ、その活用は現実的なことであるのか。

●事務局

おそらくではあるが、廊下側から見て教室の中には入らないというような、人の出入りする場所や危険な場所に関する安全対策は施されていくと思われる。

●平川座長

「野蒜小学校」は、先ほどの「かんぼの宿」と同様に全体ではなくても一部を活用していこうという施設になる。次の「浜市小学校」も同じである。なかなか判断が難しい。活用するなら全て活用した方がよいのではないかという考えもあると思う。市としては被害を受けたところであるのでそれを「教訓」として残していければという思いで出しているのだろうと思われるが、その辺も含めていかがか。

●奥山氏

東松島市の小学校について「浜市小学校」の検討を終えた後になるのかもしれないが、2件小学校が出されていることを、我々がどのように考えるかということもある。もちろんいくつ出しているだけでも構わないのだろうし、それぞれに意義があればそれぞれに震災遺構として評価されることになると思う。

資料の中で、手前にある市民センター等はもうないのだろうが「野蒜小学校」は東名運河との位置関係が分かる。一方で「浜市小学校」については私が現地をよく知らないこともあるのだが、資料から位置関係が分からない。海からの距離等でこの2つの小学校について異なる知見が得られるのか。それとも類似の状況と考えて良いのか。つまり2つとも震災遺構として貴重だとするときに、それぞれがオリジナルに把握できる情報があるのか。2つ出された理由というのはそれぞれ遺構として残したいという理由あるのか、それとも地域住民から遺構として保存し避難場所として欲しいという要望が2つ出されたということなのか。その辺が既存の資料からは分かりにくい。

●平川座長

小学校は他の自治体からも出されており、非常に判断が難しい。そのようなこともあり一つ一つ評価を出すのではなく、全ての検討を終えたところで最後に評価をつけていこうという話にした経緯もある。

今の質問について、事務局で答えられるものは答えていただきたい。

●事務局

「野蒜小学校」の個票の裏面を見ていただいて、校庭にある市民センターや郵便局は震災後に造られた仮設の建物である。住民の皆様からは「野蒜小学校」も「浜市小学校」も、震災時ここに逃げ込んだことで助かったということもあるので是非残したいという思いと、これからも高さのある施設が必要ではないかという両方の思いがそれぞれの地区の話し合いの中で市役所へ強く要望されたと聞いている。「野蒜小学校」の周辺は今現在も人家が残っているが、一方で「浜市小学校」はご指摘のとおり分かりづらくて申し訳ないのだが海からは400mほど離れており、周辺の人家はだいぶ減ってしまった状況となっている。それでもこの地区の避難場所が3kmほど離れた内陸部にあることから、残っている住民の方々からは高い建物が近くにあると安心するという声が出されている。

●平川座長

いろんな形で活用したいという話で出されてきており、2つの小学校についての意見がされているが、まずはその1階部分について遺構として見たときにどのように評価できるかという点についてご意見いただきたい。

●鈴木氏

小学校は1階部分は被災状況は皆同じだと思うが、1階部分を全て残すつもりなのか。それとも一部の教室のみなのか決まってはいるのか。

●事務局

それらも含めて今回交付金で調査費用が認められているので、検討していきたいとお話をいただいている。

●牛尾氏

今、復興交付金で調査事業を認められているとお話であるが、そうであれば我々が議論する必要はないということではないのか。

●事務局

調査をした結果、どのように活用するかについてはまだ市も悩んでいるところであるので、我々としては県内の遺構の候補を客観的に評価することによって、残し方等も含めてアドバイスをお伝えして考えていただく一助としていただければと。調査をしたからといって必ず残すということではなく、国はイニシャルコストについての支援は各市町で1施設のみとしているため、そういった面を含めての調査ということだと考えている。

●平川座長

そのような条件がある中で4件出してきているが、我々としては遺構に順番はつけないことを確認している。もう少し遺構としての価値の部分に集中していただけるとありがたい。

●松本氏

震災遺構の重要な考えとして、説明がなくてもその存在だけで被災したことが分かるものということがあるが、そのような意味では外から見るとよくわからない面がある。「野蒜小学校」にしても「浜市小学校」にしても1階部分のサッシが壊れていることが痕跡として見受けられる。逆にそのような弱いところが壊れることによって主体的な構造が守られるという面がある。中に入るとトイレ等の設備関係が大きな被害を受けており、地震なのか津波なのか分からないがそのような部分的にしつらえているものなどに痕跡が残っている。さほどインパクトはないのだが津波の「破壊力の痕跡」は残っているという構わないと考えている。

また2つの小学校の違いとしては、「野蒜小学校」は近くに東名運河があり、先ほども話したとおりそれが津波の威力を和らげたと、一方で「浜市小学校」は海からの距離はさほど変わらないが鳴瀬川を遡上した津波が脇からきたということで危険度には差があり、比較することによって地理的な条件によって被害のあり方が変わるという「教訓」にはなると思う。1933年の昭和三陸地震津波の時に、おそらくこの辺は危険区域として居住はだめだというような県令が出ている。しかし結局戦後のどさくさのうちに人が住み始めて、学校ができてきてしまったということである。そのような意味では、現代でそのようなことはないかもしれないが制度だけではうやむやになってしまうこともあるので現物を残すことには意義がある。総合的に見て遺構としての価値が全くないというようには言えない。

●平川座長

現物を残していくことによって、被害を伝えていくという警告としての「教訓」もあるというご意見だった。他に意見はあるか。

遺構の判断として、2階以上は既に利活用されていて1階の部分は遺構だというような部分認定のようなことがありうるのだろうかということもある。そのような混在した建物の評価についてご意見があれば伺いたい

●長坂氏

今の座長のお話に答えられるかどうかは分からないが、評価項目が要件ではなく要素であり、その要素に痕跡とあることからどちらかといえばハード的な面で残っていることが要件ではないが重きが置かれているのであろう。両小学校は住民が上階に避難しており、一部野蒜の方では体育館で犠牲者が出たが浜市の方は全員助かっており、そのような津波避難の意味で「教訓」があると考えられる。しかし、そうだとすると1階部分がどれだけ破壊された状態で残すのか、そもそも躯体に何の痕跡も残らないようであれば遺構とは呼ばないということが委員の合意であるのであれば、そのような形で1階部分を残していくことが一つの条件ということにはなるのかと思う。「鎮魂」の要素についていえば、野蒜が校舎自体ではないにしても体育館で亡くなられた方もあり、遺体の安置所にもなったこともあり、津波の直接的な「破壊力の痕跡」ということだけでなく社会的な対応の部分について、もう解体されてはいるのだがゾーンとして残していくことであれば評価できると

考えている。

●平川座長

「野蒜小学校」と「浜市小学校」の両方の意見が出されている。整理は後で行うとして両方に係る意見で構わないので他にあるか。

●鈴木氏

確認をしたいのだが震災遺構は後世に残す大事な役目を果たすわけだが、国が維持管理費用を出さない中で、どのように管理していくのか。この先遺構が重荷となる可能性もあるが、東松島市はどのように考えているのか。

●事務局

市では避難ビルとして、また2階3階をNPOやボランティアの方が活用できるようにしていきたいとのことだが、それに係るランニングコストについては受ける覚悟があるということで候補としてあげられていると認識している。

●太田氏

東松島市以外の遺構候補では、再利用というか活用予定というものはない。東松島市では、おそらく管理していく費用をどのように捻出するかという議論の上で使えるところは使っていくということになったのだろうと思うが、となると例えば「かんぼの宿」のように元々の用途で活用されるもの、両小学校のように変更した用途で活用されるものというのが震災遺構の議論に乗るとするのはどうなのか。皆様のご意見を伺いたい。被災したけれども再利用されている施設はたくさんある。それとこの3つの施設がどのように違うのかが分からない。

●牛尾氏

震災遺構を考える上で、仙台市は独自で検討している。石巻市も然り。気仙沼市もこれから検討を行うとのことであるが、東松島市については市として市民の方々としての検討の会がないのはどういった理由なのか。採択事業としてコンサルに調査を頼むが市として市民としての検討は行っていないというのはどのようなスタンスで震災遺構を考えておられるのか疑問に思う。

●事務局

分かる範囲でお答えさせていただく。昨年12月の時点で県から照会をしたときに「野蒜駅プラットフォーム」と「かんぼの宿」が候補として出された。その後、各地区の話し合いの中で住民の声もあり「野蒜小学校」と「浜市小学校」が追加された。県の検討組織がなければ市が独自で検討を行ったと想像はできるが、県が検討組織を立ち上げたので併せてご検討いただけないだろうかというようなことで候補として出されている状況で、東松島市として遺構への動きだしが多少遅れたこともあってか市独自の組織ではなく、県の組織にゆだねるというようなことである。今回の調査結果が出て具体的にどうするかという段階に入ればまた違う形の検討もされるのかと想像している。山元町が復興交付金を利用して調査を行っており、資料2にもあるがその結果を見ながら、今年度中にも考えをまとめていきたいということでもあり、決して東松島市が震災遺構の保存に対して積極的でないとは言えないと考えている。

●平川座長

そろそろ時間になってきたが、様々な評価がされる中で遺構としての評価で是非とも保存したいと言えるような状態とは違ってきているのかなと感じてはいる。この辺については今回出された意見をまとめていけば自ずと見えてくるのかと思う。

なお「浜市小学校」について追加で意見を出される方はおられるか。それではこの部分については両小学校の意見が混在しているがうまく整理をしてもらって、次回提示していただきたい。次回以降は今回議論の対象としなかった候補について同様に議論を進めていきたいと思う。

それでは本日の議論は以上とする。